愛知、昭45不７、昭48．６．７

命　　令　　書

申 立 人　全国自動車運輸労働組合

申 立 人　全国自動車運輸労働組合名鉄運輸支部

申 立 人　Ｘ１（外10名）

被申立人　名鉄運輸株式会社

主　　文

被申立人は、申立人Ｘ１、同Ｘ２、同Ｘ３、同Ｘ４、同Ｘ５、同Ｘ６、同Ｘ７、同Ｘ８、同Ｘ９、同Ｘ１０および同Ｘ１１に対する昭和44年12月２日付の解雇を取り消し、同人らを解雇当時の原職に復帰させるとともに、昭和44年12月３日から原職復帰にいたるまでの間に、同人らが受けるべきはずの諸給与相当額を支払わなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者等

⑴　被申立人名鉄運輸株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き１都２府12県に９支店、約80の営業所を有し、主に一般路線貨物運送業を営む資本金６億６千万円、従業員約4,100名の会社である。

⑵　申立人全国自動車運輸労働組合（以下「全自運」という。）は、全国の貨物運輸産業およびこれに付帯する産業の労働者をもって組織する組合で、組合員約12,000名（本件結審時）である。

申立人全国自動車運輸労働組合名鉄運輸支部（以下「支部」という。）は、全自運に加入する会社従業員をもって組織する組合で、組合員数は 16 名（本件結審時）である。

申立人X_1、同X_2、同X_3、同X_4、同X_5、同X_6、同X_7、同X_8、同X_9、同X_{10}および同X_{11}（以下「X_1ら 11 名」という。）は、いずれも支部組合員で、昭和 44 年 12 月２日会社を解雇されるまで、同社名古屋支店印田分室（以下「印田分室」という。）に所属し、長距離運送業務に従事していた。（ただし、X_{11}は、地域貨物運送業務に従事。）

⑶　申立外名鉄運輸労働組合（以下「名運労組」という。）は、支部とは別に、会社従業員をもって組織する組合で、全日本運輸産業労働組合連合会などに加盟し、組合員約 3,350 名である。

なお、印田分室には、名運労組印田班が組織されていた。

２　過去における組合の状況

⑴　全自運は、昭和 25 年連合体として結成され、当時全国自動車運輸労働組合連合会と称していたが、組織強化のため単一化をめざし、昭和 35 年 10 月名称を全国自動車運輸労働組合と改め、労働組合および労働者をもって組織することとした。ついで昭和 38 年３月１日個人加盟を原則とする規約を施行した。

なお、この規約は後述するように、昭和 41 年３月 22 日全自運名鉄運輸支部（旧支部）が、全自運を脱退した当時も引き続き施行されていた。

一方、昭和 38 年頃から大手運輸会社の中に、全自運の運動方針を批判する体質改善派なるグループが発生し、昭和 41 年に多数の組合が全自運から脱退した。

⑵　会社は、昭和 35 年５月蘇東運輸株式会社と半田通運株式会社の合併によって設立された。これにともない両社の組合は、昭和 36 年３月合併して名鉄運輸労働組合（以下「旧労組」という。）を結成し、全自運に加入した。

旧労組は全自運の単一化の方針にもとづき、同年 11 月名称を全国自動車運輸労働組合名鉄運輸支部（以下「旧支部」という。）と改めた。しかし、依然として団体加盟

を継続するなど、実態は単一組織の下部として運営が行なわれていたとはいえない状態であった。

旧支部においても、全自運の体質改善派に同調するグループの活動が、年をおって増加し、昭和 39 年 10 月、40 年 10 月および 11 月の各組合大会でいずれも全自運脱退問題が討議されるにいたった。なお、40 年 10 月の組合大会に際し、会社の管理職が大会代議員の選出に介入し、または一部の代議員に対し全自運脱退の工作をするなどの事件があった。

昭和 41 年３月 19 日に開かれた第７回臨時組合大会は、全自運脱退および名称を名鉄運輸労働組合と変更することを圧倒的多数で決定し、同月 22 日会社および全自運に通知した。

⑶　この動きに反対する 30 名のグループは、同日名古屋市外西枇杷島町小場塚公民館に集まり、再建委員会を結成し、代表者にA_1（以下「A_1」という。）とA_2を選出した。その後同委員会は、署名活動などによって同調者を募るとともに、３月 28 日東京都全銀連会館で臨時大会を開催した。しかし、この大会は、会社のB_1東京支店長と名運労組のC_1中央執行委員が、会社付近で自動車の中から大会参加者を監視していたため、やむなく続会大会を開催することのみを決定し中止した。

４月３日宇都宮市丸治旅館において続会大会を開き、支部の存在を確認し、A_1を支部執行委員長に選出するとともに、運動方針、会社に対する要求事項などを決定した。なお、この続大会においても、前記B_1支店長、名運労組C_2中央執行委員らが、宇都宮駅で支部組合員の動向を監視していた。

⑷　A_1ら支部役員は、翌日会社におもむき、支部の存続、新役員の氏名を通告するとともに４項目にわたる要求書を提出した。また、名運労組に対し「３月 19 日の臨時大会の決定は前回の組合大会の決定に違反し、全自運名鉄運輸支部は依然として存続するので、闘争積立金を返還すること」などを申し入れた。

４月５日会社は名運労組に対し、支部の存否について照会したところ、同月７日「名運労組は組織として全自運を脱退し、名称を改めたのであるから、支部は存在しえな

い」との回答があった。そこで会社はＡ1に対し、会社には名運労組以外に組合は存在しないことを理由に、要求には応じられないと回答した。

その後、支部は組織の存在を立証するため、87名の組合員名簿を会社に提出するとともに、名運労組に対しても、同名簿を提出して闘争積立金、組合費等の返還を要求した。

４月13日名運労組は、Ａ1ら支部役員７名を「機関決定に違反し、各種印刷物によって組織に混乱をひき起した」という理由で除名した。(このうち１名はのちに名運労組にわび状をいれて同労組に加入した。)

さらに５月19日、就業規則第34条に規定するユニオンショップ条項を根拠に会社に同人らの解雇を要請した。

この間、名運労組は、前記名簿記載の87名に対し、説得を重ねた結果同年７月ごろまでに、大部分の者が支部を脱退し、同労組に加入した。

３　過去における労使関係

⑴　ユニオンショップ協定の締結

ア　就業規則上のとりきめについて

昭和39年５月１日、Ｃ3旧支部委員長（以下「Ｃ3」という。）と、会社のＢ2副社長が、労働協約の締結について話し合った結果、全条一括協定が締結されるまで現行の就業規則を労働協約にかえてゆくことで、意見が一致し両者が記名押印した。なお、この就業規則には「組合員である職員が組合から除名されたときは、会社は組合と協議して解雇することがある」とのユニオンショップ条項が規定されていた。

イ　労働協約の締結について

昭和41年９月10日、名運労組と会社は労働協約を締結した。同協約第６条は、ユニオンショップについて「会社の従業員は、…すべて組合員でなければならない。会社は組合を脱退した者、または除名された者は解雇する」と規定していた。

⑵　会社と旧支部および上部の関係について

ア　旧支部当時の状況

昭和 39 年の春闘において旧支部は、全自運の統一ストライキに参加し 24 時間の実力行使を行なった。

春闘終了後５月の労使懇談会の席上、Ｂ２副社長は「全自運は不良団体だ。（当社の組合が）いつまでもこのような闘争方針を維持するのであれば危惧せざるをえない」と述べた。

さらに、同年 10 月旧支部の第５回大会の直前、Ｂ３業務改善委員長（取締役名古屋支店長）は、社内報「めいあん」第 50 号において「組合（旧支部）が上部団体の指令に忠実でまったく自主性をかく傾向があった。……全自運は、階級闘争至上主義で共産主義に毒されている。しかも、その影響を受けた者が組合（旧支部）の中にいる。まず、これらを職場から一掃しなければならない」などと述べた。

また、昭和 40 年５月、Ｂ２社長は「40 年春闘を顧みる」と題する文書を、各管理職に配布し「会社には異端分子がいる。この異端分子は労使共同の敵である。企業防衛のため断固として排除しなければならない」などと述べた。

イ　支部となった後の状況

(ｱ)　昭和 41 年３月旧支部は、前記２(2)および(3)の経過をもって、名運労組と支部に分れた。支部は、会社に前記の要求書を提出し、同年４月 14 日、16 日、23 日および５月 17 日に、それぞれ団体交渉を要求したが、会社は、前記２(4)の理由でこの要求を拒否した。

そこで支部は、５月 23 日当委員会に、団体交渉の応諾を求めてあっせんを申請（愛労委昭和 41 年（調）第 30 号）したが、これについても会社の受けるところとならず、６月７日あっせんは打切られた。以後、現在にいたるまで、会社は支部に対し団体交渉を引き続き拒否している。

(ｲ)　会社は、前記２(4)のとおり、昭和 41 年５月 19 日名運労組からＡ１ら支部役員６名の解雇要請をうけ、７月４日同人らを解雇した。

これに対し、Ａ１ら６名は、いずれも解雇の効力を争って、地位保全の仮処分を名古屋、京都、宇都宮の各地方裁判所に申請し、また、一部の者は、あわせて京

都、栃木の地方労働委員会に対し、不当労働行為の救済申立を行なった。

これらの事件はいずれも、昭和 42 年から同 43 年にかけて、認容の判決、決定あるいは救済の命令が出されている。

これに対し会社は、そのほとんどの事件について、上訴もしくは再審査の申立てなどで争っており、一部和解の成立によって解決した事件を除き、現在いずれもまだ確定しない状態である。

一方、名運労組に所属していた申立人X_1（以下「X_1」という。）は、昭和 41 年６月８日同労組に脱退表明書を提出し「A_1ら支部役員の解雇要請を名運労組が行なったことに対して抗議し、このような組織の中では、生活と権利を守ることは不可能だと判断し、名運労組からの脱退を決意し、本日から支部の一員として活動してゆくことを宣言する」と訴えた。

(ｳ) 昭和 43 年１月発行の社内報「めいあん」第 84 号は、「年頭にあたって」と題するB_2社長の一文をのせ「……世の中には常に風邪のビールスのように、スキさえあれば侵入してきて、われわれが汗して積み上げたものを食い物にしようとねらっているものがあります。しかし、それもわれわれ 3,000 余人の団結さえ固ければはいりこむスキがありません。……寄生虫のような連中に食いものにされてはたまりません。皆さんの一層の戒心を要請する次第です……。」と述べた。

４　X_1ら 11 名の解雇

⑴　名運労組からの脱退と支部加入

ア　X_1の脱退と支部加入

X_1は、名運労組印田班の代議員をしていたが、前記３⑵イ(ｲ)のとおり、名運労組が会社にA_1ら支部役員６名の解雇を要請したことに抗議し、昭和 41 年６月８日脱退表明書を提出した。なお、同人は５月 29 日すでに全自運に加入していた。

名運労組は、６月 13 日の中央委員会で、X_1の行為は規約に違反し、組合の統制を乱すものとして、同人を除名し、この旨本人および会社に通知したが、除名にもとづく解雇要請は行なわなかった。

イ　「きいてくれみんな」の発行と、X_2、X_3の脱退および支部加入

昭和41年10月名運労組のC_4書記が解雇された。（以下「C_4問題」という。）名運労組の印田班では、代議員らがこの問題について執行部に釈明を求めたが、明快な回答がえられなかった。

C_4問題を契機として、同年12月27日名運労組印田分室代議員一同の名称で「きいてくれみんな」というパンフレットが発行された。このパンフレットは、C_4問題のほかに、同年９月10日に締結された労働協約、同年度の名運労組の運動方針および組合費のチェックオフ協定について疑問をなげかけ執行部に明快な回答を求める質問書の形式をとっていた。名運労組印田班に所属していたX_2およびX_3は、昭和42年９月25日名運労組に脱退届を提出した。この脱退届には「執行部に対して、昨年から問題点を提起してきたがなんら回答がされていないという不可解な事態が続いており、労働組合としての機能にも疑念を抱かざるを得ない。このような状態で生活と権利を守ることはできないので脱退する」と記されていた。なお、同人らは同月20日すでに全自運に加入していた。

名運労組は、昭和43年３月９日の中央委員会で、同人らを組合員としての義務に違反し、組織攪乱を意図したものであるとして除名し、同人らおよび会社に通知したが、除名にもとづく解雇は留保することを申し入れた。

ウ　X_4ら７名の名運労組脱退と支部加入

名運労組印田班所属のX_4、X_5、X_6、C_5の４名は、昭和43年５月30日名運労組に脱退届を提出した。この脱退届には、全自運に加入手続きを完了したので、今後は支部の一員として活動してゆく旨が記されていた。なお、同人らはいずれもこの脱退届の提出にさきだって全自運に加入していた。

名運労組は、同年６月29日の中央委員会で同人らを除名したが、除名の理由、本人および会社に対して行なった措置は、前回のX_2、X_3の場合と同様であった。

名運労組印田班に所属していたX_7、X_8、X_9の３名は、昭和43年12月１日名運労組に脱退届を提出した。脱退の理由、脱退にさきだち全自運に加入していたこと

および名運労組の措置など、いずれも前記４名の場合と同様であった。

⑵　名運労組の組織防衛措置

ア　分離乗務について

印田分室は、従来従業員の組織する職場会で、路線および乗務の際のパートナーを選択し、会社はこれにもとづき業務を遂行していた。

昭和43年12月１日､印田分室の職場会で来年の乗務について協議を行なったが、その直後Ｘ7ら３名が名運労組を脱退した。

名運労組は、現状のままでは組織を守ることが不可能であると判断し、印田分室の名運労組に属する者のみで独自に職場会を開き、支部に属する者とは一緒に乗務しないことを決定した。この決定はその後曲折はあったが、結局、支部も承認するところとなり、以後印田分室では、職場会も乗務もそれぞれ別個に行なっていた。

イ　深川営業所の紛争と東京路線からの排除

昭和44年４月２日夜、東京都内深川営業所で、食堂および駐車中の集配車輛の中に、支部発行の「へっどらいと」と題するビラが貼付あるいは投入されているという事件が発生した。

名運労組関東支部は、この行為を組織攪乱を図るものとし、同月５日Ｃ6同支部長（以下「Ｃ6」という。）名で、会社の東京支店長に対し「職場会で、全自運名鉄運輸支部と称する従業員の関東三支店への就行を拒否することに決定した。もし、この要求どおりの措置をしない場合は、実力で排除することはもちろん、会社に対する協力を一切拒否する」との要求書を提出した。

同月９日午前 10 時頃、支部のＸ1およびＣ5の乗務する車輛が深川営業所におもむいたところ、角材やホウキを持った多勢の名運労組員にとり囲まれ、同人らが支店長室へ逃げ込むという事件が発生した。

同日午後４時頃から、深川営業所でＣ6とＸ1らがビラまき問題について話し合ったが、Ｘ1らは「ビラ配布は組合運動の一環だから死んでもやめない」と主張し、これに対しＣ6は「ビラ配布をやめないかぎり営業所内へは入れない」と主張し、双方

非常に興奮した状態のまま話し合いはもの別れにおわった。この問題は、その後支部と名運労組の間で２回ほど話し合いがもたれたが、結論をうるにはいたらなかった。この間支部組合員の乗務する車輌に対し、名運労組員による荷役作業のボイコットや、深川営業所構内への入構阻止などが繰り返された。

一方、この深川紛争を知った会社は、名運労組にトラブルを起こさないよう口頭で申し入れた。また、この問題が解決するまで、支部組合員を一方的に貸切便に乗務させるか、東京路線以外に就行させることによって、予想されるトラブルを未然に防止する措置をとった。

しかし、この措置によって、東京路線に乗務していた支部組合員は、乗務手当が月当り 10,000 円前後の減少となった。なお、この措置について会社は当分の間の措置であるといっていたが、実際はX_1ら 11 名が解雇された昭和 44 年 12 月２日まで継続していた。

⑶　X_{10}ら３名の脱退と支部加入および名運労組の解雇要請

昭和 41 年５月 19 日名運労組が会社に対しA_1ら支部役員６名の解雇要請を行なった後、昭和 43 年までの間に名運労組を脱退し全自運に加入した者は、X_1をはじめ 10 名に及んだ。

名運労組は、これら 10 名がA_1ら主謀者とは違い、説得によって同労組に復帰する可能性があるとの判断のもとに、除名処分は行なったが、会社に対しては、ユニオンショップ協定にもとづく解雇を留保することを申し入れていた。しかし、名運労組の組合員からは同執行部に対して「脱退した連中は、組合費を出さなくても一時金や賃金がわれわれと同じように支給されるのか」「組合から除名されても、会社から解雇されないのか」などの不満を訴える声が大きくなってきた。

このような情勢の中で名運労組の印田班では、昭和 44 年７月から９月にかけて、X_{10}、C_7、X_{11}の３名がそれぞれ名運労組を脱退し全自運に加入した。

この事態を名運労組は、組織破壊に通ずるものと重視し、同年 10 月 17、18 両日の第 12 回組合大会で、X_{10}ら３名およびX_1ら 10 名の解雇を要請することを決定した。

名運労組はこの決定にもとづき、同月 30 日、X_1ら 12 名（C_7は同月 26 日脱退届を撤回していたため、これに含まれていなかった）の解雇を会社に申し入れた。

⑷　解雇要請に対する会社の措置

会社はこの申し入れをうけて、11 月４日名運労組に対し、解雇要請を行なうことになった理由、X_1ら 12 名が名運労組に復帰する意思を示した場合の措置等について事情を聴取した。

同日会社は幹部会において、ユニオンショップ協定とのからみで、名運労組の要求を拒否することは困難であると判断し、X_1ら 12 名に対し名運労組に復帰する意思の有無について確認することを決定した。

そこでB_4労務部長は、直接同人らの意思を確認しようとしたが、同人らがいずれもこれに応じなかったので、B_5名古屋支店長代理、B_6印田分室長などを通じて、このままでは会社は解雇せざるをえないこと、各人身の処し方を再考慮し、希望があれば名運労組に橋渡しすることなどを伝えたが、同人らかは、これについてもなんの返事もなかった。この間 11 月７日にC_5が名運労組に復帰したので、解雇を要請されているのはX_1ら 11 名となった。

11 月 29 日会社は幹部会において、X_1ら 11 名を就業規則第 35 条第１項第６号により解雇することを決定した。

この決定にもとづいて会社は、12 月１日名運労組に解雇要請に対する回答書を交付し、翌２日付をもってX_1ら 11 名を解雇した。その根拠は、さきに会社が名運労組と締結した労働協約（ユニオンショップ協定）およびそれをうけた就業規則によるものであった。

⑸　X_1ら 11 名の仮処分申請等

解雇されたX_1ら 11 名は、昭和 44 年 12 月 20 日名古屋地方裁判所に地位保全の仮処分を申請（名地裁昭和 44 年（ヨ）第 1902 号）し、昭和 47 年７月 12 日認容の判決があった。しかし、会社はこれを不服として名古屋高等裁判所に控訴（名高裁昭和 47 年（ネ）第 381 号）し、現在係属中である。

また、X_1ら11名は全自運および支部との連名で、昭和45年5月26日当委員会に解雇取消、原職復帰およびバックペイを求めて不当労働行為の救済（愛労委昭和45年（不）第7号）を申し立てた。

第2　判断および法律上の根拠

1　支部について

⑴　申立人らの主張

全自運は、昭和37年の規約改正で個人加盟に変り、旧支部もこれに従い規約を改正し、個人加盟になった。したがって、旧支部が全自運から団体として脱退するということはありえない。昭和41年3月19日の脱退決議は、組合員が全自運を個々に脱退する共同意思の表明にすぎず、名運労組は新たに組織された組合である。したがって、名運労組の結成に参加しなかったA_1らによって、旧支部は依然として存続する。

また、かりに同支部が存在しなかったとしても、A_1らは名運労組に加入しないことを申し合せ、昭和41年4月3日の大会において、役員選出、運動方針の決定などを行ない、独自の活動を開始しているのであるから、この時期をもって団結権の保障を受けるに値する組合となっている。

会社は、存在する支部をことさらに認めようとせず、一貫して団体交渉を拒否している。

⑵　被申立人の主張

全自運は、昭和37年の規約改正で個人加盟を原則としたが、これは団体加盟を否定するものではなかった。また、全自運に従って旧支部も規約改正を行なったが、その実態は団体加盟を継続していた。したがって、昭和41年3月19日旧支部は全自運を団体として脱退し、名称を名運労組に改めたのであるから、これ以外の組合はありえない。

なお、旧支部の存続を主張する者がいるが、これは単なる分派活動あるいは組織破壊の集団であって、団結権の保障を受けるに値するものではない。会社が、支部と称する集団の団体交渉の要求に応じなかったのは、この集団を労働組合とは認めなかっ

たからである。

⑶　判断

支部は旧支部が、会社は旧支部と名運労組が、それぞれ同一性、継続性を有する組合であると主張しているが、そのいずれをとるかの判断はともかく、すでに前記認定した事実２⑶のとおり、Ａ１らのグループが昭和 41 年４月３日旧支部の全自運脱退に反対し、大会を開き、組織の存続を確認し、役員の選出、運動方針の決定等独自の活動を開始しているのであるから、支部はこの時期をもって団結権の保障を受けるに値する組織となっているものと判断する。

なお、会社は支部の存在について、前記認定した事実２⑷のとおり、支部と相対立する名運労組の判断をそのままとりいれている。しかし、労働組合は、会杜や相対立する組合がその存在を認めることによって成立するものではなく、客観的な組織、行動の存在によって決定するもので、支部についての判断は前述のとおりである。

要するに会社は、誤れる判断のもとに支部の存在を否認し、団体交渉拒否を続けてきたものと認められ、この点会社の主張は全く理由のないものといわなければならない。

２　ユニオンショップ協定とＸ１ら 11 名の解雇について

⑴　申立人らの主張

同一企業に二つの組合がある場合、使用者は団結権の承認義務および中立義務を有し、労働者は組合選択の自由を有することは、わが国における団結権保障の建前である。

とくに本件のように、大多数を占める名運労組と会社がユニオンショップ協定を締結すれば、支部に決定的な不利益を及ぼすことは明白であり、この協定の締結自体が不当労働行為を構成する。

かりに、ユニオンショップ協定が有効であるとしても、本件のように組合が二つある場合には、他方の組合に加入した者に対しては、団結の自由もしくは団結選択の自由の見地から、ユニオンショップ協定の効力は及ばないと解すべきである。けだし、

団結権の保障は組合構成員の多少にかかわりのないことだからである。

会社が、これらの事実を無視してX_1ら11名を解雇したことは、昭和39年以降一貫して全自運および支部を敵視し、支部を会社から排除することを目的とした不当労働行為であることは明白である。

⑵　被申立人の主張

昭和39年旧支部は、就業規則第34条においてユニオンショップ協定を会社と締結した。同協定は、その後昭和 41 年９月名運労組との協定に引き継がれていた。会社は、昭和44年12月２日この協定にもとづく義務の履行として、名運労組から除名され、または脱退したX_1ら11名を解雇したのであって、不当労働行為とはなんら関係がない。

元来、ユニオンショップ協定は、多数の労働者の統一的意見にもとづき展開される組合運動を、擁護助成しようとするのが法の目的であり、本件のごとく、名運労組から脱退した者がたとえ別の組合に加入していたとしても、そのことをもって同協定の効力が及ばないとしたならば、それは法の目的にそぐわないこととなる。

⑶　判断

ア　ユニオンショップ協定の締結

会社の中で二つの組合がたがいに対立抗争し、さらに後述するように、会社が少数派組合をはげしく嫌悪排斥している本件の場合、会社が多数派組合と完全ユニオンショップ協定を締結することは、会社に課せられた中立義務に違反し、不当労働行為の疑がある。

イ　X_1ら11名の解雇

会社はX_1ら11名の解雇は、会社と名運労組との間に締結されたユニオンショップ協定にもとづくもので、かつ、多数派団結権擁護の立場から、ユニオンショップ協定の効力が、多数派組合を脱退して少数派組合に移った組合員に対して及びうると主張するが、本件のように、二つの組合間で激しい勢力争いが行なわれている中で、一方の組合に偏してなされた本件解雇について、会社の前記主張はとうてい認

めることができない。

とくに会社が解雇に際し、前記認定した事実４⑷のとおり、Ｂ４労務部長、Ｂ６印田室長らを通じて、ユニオンショップ協定により解雇せざるを得ない旨通告し、身の処し方を再考するよう求めた事実は、支部を脱退して名運労組に戻らなければ解雇するとの威迫であり、支部の運営に対する支配介入といわなければならない。

３　会社幹部の発言、深川事業等について

⑴　申立人らの主張

会社の全自運および支部に対する嫌悪排斥の情をあらわす一連の行為として、つぎのような事実がある。

ア　昭和 39 年春闘後の労使懇談会の席上、Ｂ２副社長が「全自運は不良団体だ……」などと攻撃したこと。

同年 10 月社内報「めいあん」で、Ｂ３業務改善委員長が「全自運の影響を受けた者を職場から排除しなければならない」などと述べていること。

昭和 40 年５月「春闘を顧みる」と題する文書で、Ｂ２社長が「会社には異端分子がおり、企業防衛のため断固として排除しなければならない」などと述べていること。

昭和 43 年１月社内報「めいあん」で、同社長が「世の中には常に風邪のビールスのように、スキさえあれば侵入してきて……、寄生虫のような連中に食い荒されてはたまりません。一層の戒心を要請する……」などと述べていること。

イ　昭和 44 年４月深川営業所における紛争について、会社は適切な措置をとることなく、一方的に支部組合員を東京路線乗務から排除した。このため支部組合員は多大の損害をこうむった。

ウ　昭和 44 年から会社は印田分室において、支部組合員と名運労組組合員の乗務を分離し、支部組合員を圧迫し、支部の拡大を阻止しようとした。

⑵　被申立人の主張

ア　Ｂ２社長らの発言は単なる一般論を述べたにすぎず、昭和 41 年３月 19 日以降会

社には名運労組しか存在しないのであるから、会社が全自運などを批判するということはありえない。

イ　深川営業所の紛争は、名運労組と支部の間のトラブルで、会社はそれ以上の紛糾を防止するため、やむなく支部組合員を東京路線以外に就行させたものである。

ウ　乗務の分離は、名運労組と支部がとりきめたことで、会社の意思によって行なったことではない。

以上、いずれも全自運および支部に対する嫌悪排斥の情をもって行なった行為ではない。

⑶　判断

ア　会社幹部の言辞は、前記認定した事実３⑵アおよび同イ(ｳ)のとおりであって、そのことが直ちに不当労働行為であるとは断じ難いが、少なくとも、会社が全自運および支部を強く嫌悪し、排斥する姿勢を示したものというべく、単なる一般論であるとする会社の主張は認めることができない。

イ　深川営業所の紛争については、前記認定した事実４⑵イのとおり、上部のビラ配布に端を発し、名運労組組合員が、支部組合員の従事する会社の業務を阻害した行為であるが、会社は名運労組側の責任を追及することなく、もしくは、これを黙認し、紛争の防止を口実に一方的に支部組合員を東京路線乗務から排除し、もって支部組合員に多大の損失を与えたもので、会社の措置は、支部に対する差別的取扱いであるといわざるをえない。

ウ　乗務の分離については、前記認定した事実４⑵アのとおり、その間に会社の組合支配の意思が介在した事実は認められない。

以上、本件について、申立書、答弁書、準備書面、両当事者から提出された書証および審問の際の証言などから判断するに、会社がＸ１ら 11 名に対して行なった解雇は、会社が少数派組合である支部に対し、常に嫌悪排斥の態度を持続し、会社に二つの組合が存在する事実をことさらに無視し、団体交渉拒否を重ね、多数派である名運労組とのユニオンショップ協定の履行を根拠に、支部の組合員全員を解雇し、支部の壊滅

を企図したものというべく、労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為であるといわざるをえない。

よって当委員会は、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条により主文のとおり命令する。

昭和 48 年６月７日

愛知県地方労働委員会

会長　中　浜　虎　一